

川内都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針，
樋脇都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針及び
入来都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

川内都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針，樋脇都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針及び入来都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

「薩摩川内都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」（別添のとおり）

変更の理由

川内都市計画区域（旧川内市），樋脇都市計画区域（旧樋脇町）及び入来都市計画区域（旧入来町）はいずれも非線引き都市計画区域であり，平成 16 年に都市計画法第 6 条の 2 に定める都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を都市計画に定め，それぞれの基本理念のもと都市づくり取り組んできた。

平成 16 年 10 月に旧川内市，旧樋脇町，旧入来町，旧東郷町，旧祁答院町，旧里村，旧上甕村，旧下甕村，旧鹿島村の 1 市 4 町 4 村の合併により薩摩川内市が誕生したことから，現在は，3 つの都市計画区域が同市に並存している。

今般，市町村合併を踏まえた都市計画区域の見直しを行ったところ，並存している 3 つの都市計画区域は，社会的，経済的，自然的条件において一体性があり，新しく誕生した市として総合的かつ一体的に整備，開発及び保全を図っていくことが必要となったため，3 つの都市計画区域を「薩摩川内都市計画区域」として一つの都市計画区域に変更するとともに，永利・塔之原地区，日之丸周辺地区及び斧淵地区を新たに都市計画区域に編入し，一体の都市として整備，開発及び保全を図ることとした。

また，市は，平成 18 年 3 月に第一次薩摩川内市総合計画を策定し，市の将来都市像を「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」とするとともに，平成 19 年 3 月には，薩摩川内市都市計画マスタープランを策定し，概ね 20 年後の都市づくりの基本理念を「水・自然・歴史・文化と親しみ，暮らしきらめく快適交流拠点都市・薩摩川内」として，その実現に向けた新たなまちづくりを進めている。

こうしたことを踏まえ，「川内都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」，「樋脇都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」及び「入来都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を新たに「薩摩川内都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」として変更し，「水・自然・歴史・文化と親しみ，暮らしきらめく快適交流拠点都市・薩摩川内」を基本理念として，おおむね 20 年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けた大きな道筋を明らかにするものである。

薩摩川内都市計画
都市計画区域の整備，開発及び
保全の方針

鹿児島県

《 目 次 》

1. 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の決定の方針	
1) 区域区分の決定の有無	6
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	7
① 主要用途の配置の方針	7
② 土地利用の方針	8
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	10
① 交通施設の都市計画の決定の方針	10
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	14
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	16
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	17
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	17
② 市街地整備の目標	18
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	18
① 基本方針	18
② 主要な緑地の配置の方針	19
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	21
④ 主要な緑地の確保目標	21
4. 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針図	22

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

薩摩川内都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の北薩地域に位置し、熊本県八代市を起点とし鹿児島市へ至る高規格幹線道路として整備が進められている南九州西回り自動車道、福岡県北九州市を起点とし鹿児島市を終点とする国道3号、熊本県人吉市を起点とし薩摩川内市を終点とする国道267号、鹿児島市を起点とし出水市を終点とする国道328号、薩摩川内市を起点とし始良市を終点とする県道川内加治木線等の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

本区域を有する薩摩川内市は、平成16年10月、川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村の1市4町4村の合併により誕生した市であり、南は鹿児島市、いちき串木野市、北は阿久根市やさつま町、東は始良市に隣接し、西は東シナ海に面している。

本区域は、市内に併存していた川内都市計画区域、樋脇都市計画区域、入来都市計画区域に、川内都市計画区域と樋脇都市計画区域間の永利・塔之原地区、入来都市計画区域の南に隣接する日之丸周辺地区、旧東郷町の一部である斧渕地区を新たに都市計画区域へ編入したものであり、区域内外には、紫尾山、高城連山、寺山、日笠山、愛宕嶽山麓、向山など大小の山々が連なり、市街部を流れる一級河川川内川や樋脇川、樋渡川流域には沖積平野が形成されている。

また、本区域には、奈良時代末期頃に建立されたと推定される薩摩国分寺跡、中世山城である清色城跡や武家屋敷群などの歴史的資源が多く点在している他、川内高城温泉や市比野温泉、入来温泉などの温泉資源にも恵まれ、豊かな自然・歴史・文化・風土を育んできた。

大正以降は、公共交通網の整備により北薩地域の交通拠点として発展し、太平洋戦争後は、製紙業、IC関連産業などの企業進出や火力・原子力発電所などの立地により徐々に工業都市へと変貌してきた。

しかし、近年、市街地中心部における商店街の空洞化や土地利用の混在、市街地縁辺部や幹線道路沿道における無秩序な都市化の進行、市街地幹線道路の未整備による交通渋滞など、都市構造の疲弊による課題が山積している。

一方、九州新幹線、南九州西回り自動車道、一級河川川内川の薩摩川内市街部改修、重要港湾川内港の整備など大型プロジェクトの整備は、生活をはじめとした産業・経済・文化・観光などに大きな波及効果をもたらすことから、これを本区域及び周辺地域の活性化に活かすため、本区域の都市環境・都市基盤・都市機能についての見直しが必要になっている。

これらを踏まえて、本区域が培ってきた豊かな自然・歴史・文化・風土を活かしつつ、九州新幹線や南九州西回り自動車道などの 21 世紀の新しい高速交通体系を軸とした一体的な都市づくりによる“都市力”の強化を目指し、快適で安全・安心な暮らしを支援しつつ賑わいと魅力にあふれ、求心力のある交流拠点都市の形成を図ることとする。

以上により、「水・自然・歴史・文化と親しみ、暮らしきらめく快適交流拠点都市・薩摩川内」を本区域の都市計画の基本理念とする。

この基本理念を実現するため、次の 3 つの都市計画の基本方針に基づき都市づくりを進める。

■水や自然に接し、歴史や文化と共生する豊かな都市空間の創造

一級河川川内川をはじめその支流の樋脇川、市比野川や樋渡川など、多くの河川や豊かな自然環境の保全・利活用に努め、固有の風土が醸成してきた貴重な歴史や文化を育みながら、豊かでうるおいある暮らしの舞台としての都市空間の実現を目指す。

■適正な土地利用・都市施設の配置による快適で安全・安心な生活空間の形成

コンパクトな都市づくりを目指し、効率的な都市活動の基盤づくりとして適正な土地利用の誘導を図る。

また、都市防災にも配慮しつつ、道路・河川・公園・公共下水道など都市施設や公共施設等の機能的な配置に努め、快適で安全・安心な生活空間の形成を目指す。

さらに、九州新幹線や南九州西回り自動車道などの高速交通体系を活かし、土地区画整理事業などにより宅地の利用増進を図るなど、県都鹿児島市などへの通勤可能圏内として本区域の定住人口の増加を目指す。

■都市機能の集積による躍動する交流拠点都市としての確立

九州新幹線や南九州西回り自動車道などの高速交通体系との連携による産業・経済・文化・観光などでの広域交流圏の拡大化に備え、川内駅の交通結節機能の向上や南九州西回り自動車道インターチェンジへの交通ネットワークの強化、高度情報通信化への対応、公共交通機関の利用促進などを図りながら、北薩地域の中心都市として拠点機能の充実と躍動する交流拠点都市づくりを目指す。

2) 地域毎の市街地像

① 中央部地域（向田・平佐・大小路・中郷・上川内地区など）

本区域の都市中心核としてふさわしい商業業務機能の充実と交通結節拠点としての利便性の向上，市街地内の河川や緑地等の自然や歴史的資源を活かした魅力ある都市環境の形成を目指す。

- 都市中心核として，快適で安全性の高い歩行者ネットワークの構築と商業施設等の集約による土地の高度利用を図りながら，にぎわいと魅力ある都心空間の形成を目指す。
- 川内駅を中心とした，交通アクセス機能及び交通結節機能の向上を図り，利便性の高い交通サービスの提供に努める。
- 一級河川川内川の薩摩川内市街部改修とあわせた効率的な都市施設の整備を行い，治水安全度の確保，魅力ある河川空間と一体となったまちづくりと川づくりを図る。
- 可愛山陵，新田神社，薩摩国分寺跡史跡公園，薩摩街道（出水筋）などの歴史的資源を活かした都市環境の形成を目指す。
- 平佐地区や天辰地区及び中郷地区については，計画的な土地利用のもとに健全な市街地への成長と快適で交通利便性の高い良好な住環境の形成に努める。
- 低炭素なまちづくりの実現に向けて（仮）薩摩スマート街道形成や（仮）街なかパーク＆ウォークの検討推進を図る。

② 東部地域（樋脇・入来地区など）

温泉や歴史遺産といった貴重な地域資源を活かした魅力ある観光地づくりを目指しつつ，周辺の自然との共存を図る。

- 歴史的景観に優れた武家屋敷群など地域の特色ある歴史的資源を保全しつつ，地域の活力を生む観光資源としての活用を図る。また、温泉街としてのさらなる街並み景観整備を進めるとともに周辺の自然や歴史的資源と一体となった，魅力ある観光地を目指す。
- 優れた自然環境の保全により将来的にもまちのシンボルとなる景観を確保し，人と自然との良好な交流空間の形成に努める。
- 土地地区画整理事業区域内においては，市街地としての都市環境を再生させることにより，快適で活力に満ちた地域形成を図る。

③ 西部地域（水引・五代・高江地区など）

自然環境を維持・保全しながら、自然と歴史と人が調和した都市づくりを目指す。

- 美しい田園風景や自然豊かな河川景観といった自然環境及び歴史や文化を伝承する史跡や郷土芸能などを保全・利活用しながら、地域の魅力や誇りを培うことのできる快適な居住環境の形成を目指す。
- 河川縁辺においては、水害に対する安全性を高める。
- 薩摩川内水引インターチェンジや薩摩川内高江インターチェンジ付近の流通業務核としてのポテンシャルを活かしつつ、日常生活の利便性向上を図るための都市的環境整備や市街地へのアクセス強化を推進する。

④ 南部地域（隈之城・永利・百次・宮崎地区など）

薩摩川内都インターチェンジや国道３号隈之城バイパスといった交通網による交通利便性を活かしながら、安全で快適に暮らせる都市づくりを目指す。

- 薩摩川内都インターチェンジ付近の流通業務核としてのポテンシャルを活かし、広域的な利用を見据えた適切な土地利用への誘導を図る。
- 無秩序な市街化を防ぎながら都市的土地利用にも配慮した農用地と居住環境との共生を図る。

⑤ 北部地域（東郷・高城地区など）

計画的な土地利用を推進し、恵まれた自然環境と調和しながら、新たな定住人口の受け皿となる良好な住環境の形成を図る。

- 計画的な土地利用を進め、無秩序な開発行為の防止に努めながら、農業振興とのバランスを図りつつ、計画的な宅地供給を推進するとともに、良好な住環境の形成と都市基盤の整備・充実に努める。
- 水や緑に恵まれた自然環境や観光農園などの地域特性を活かし、観光・交流地としての魅力向上を図る。

⑥ 川内港周辺及び唐浜海岸地域

川内港周辺は、物流・生産機能等の集積及び流通加工型産業拠点としての機能強化を図り、唐浜漁港地区や唐浜海岸においても、漁業生産基盤や自然環境の保全と調和に努める。

- 川内港周辺においては、流通業務核として、中国、韓国、東南アジア方面との貿易拡充を図るため、海上輸送と南九州西回り自動車道との交通連携強化に努める。また、高速船利用者の利便性向上のため、川内甑島航路待合所と都市中心核との交通連携強化を図る。

- 唐浜漁港地区は、沿岸漁業拠点地区として位置づけ、生活環境を含めた漁業生産基盤の保全に努める。
- 唐浜海岸においては、景観や生態系に配慮しながら周辺松林等を核とした海辺の自然とのふれあい空間として位置づけ、地域の特性を活かしたレジャーゾーンの形成を進める。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の決定の方針

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は減少傾向にあるが、中央部地域周辺では、九州新幹線や南九州西回り自動車道の開通等の大型プロジェクトの進展による県都鹿児島市のベッドタウン化などの社会要因により増加傾向にある。しかしながら、新築件数は横ばいで今後急激に増加する傾向にはないことや、少子高齢化の進展なども相まって、区域全体としては、ゆるやかな人口減少が進むと予測される。

増加世帯の宅地需要については、未利用地の活用や土地区画整理事業などによる宅地供給など、適正な市街化誘導に努めることにより対応可能であることから、都市的土地利用の拡散を制限する必要性は低いと考えられる。

また、工業出荷額や商業販売額は近年減少傾向にあるが、九州新幹線や南九州西回り自動車道等の社会資本の整備に伴い、今後は増加傾向を示すものと考えられる。よって、工業地及び商業地の需要土地面積についても増加が見込まれるが、現用途地域内の未利用地等の活用や商業地の高度利用により土地需要の収容は可能であると判断される。

用途白地地域における自然環境の保全については、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法の運用により十分な土地利用規制が可能であると判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a 商業・業務地

向田地区、川内駅周辺地区は中心商業・業務地として位置づけ、利便性の向上とにぎわいの創出に努め、中心市街地の活性化を図る。

また、国道3号沿線の大小路地区、御陵下地区は商業・近隣商業地として位置づけ、日用品を主体とした商業機能の維持に努める。

市比野温泉街は、近隣住民の生活や観光客の利便性に配慮した商業・業務地として土地利用を図る。

入来温泉場地区の都市計画道路本通辻原線沿線や既存工業団地に隣接する商業団地地区は、地域生活に密着した商業地として位置づけ、魅力ある商業地の形成に努める。

b 工業地

宮内地区、高城地区、港地区の既存工業地及び入来地区の立山工業団地は、工業地として位置づけ、周辺住宅環境との調和に努め、良好な工業環境の保全・育成を図る。

川内港周辺地区は、物流・生産機能を持つ工業地として位置づけ、海上交通と連携した物流・生産機能等の集積及び流通加工型産業拠点の育成に努める。

c 流通業務地

南九州西回り自動車道のインターチェンジ付近は、流通業務地として位置づけ、流通関連産業の進出に備えるとともに、川内港を利用した海上交通による海外貿易と連携した産業拠点の形成に努める。

d 住宅地

天辰地区などの新市街地及び中郷地区・五代地区・国分寺地区・平佐地区などの既成市街地は、一団の中層住宅地として位置づけ、比較的低密度のゆとりのある快適な居住環境の維持・形成に努める。また、大小路地区、御陵下地区、宮内地区などは都市型住宅地として位置づけ、都心に近い立地性を活かした利便性の高い住宅地として生活環境の維持に努める。

田代ニュータウンや斧渕地区の宅地造成地は、低層系の戸建住宅を中心とした住宅地として位置づけ、良質な住環境の形成を図る。

塔之原地区の樋脇支所周辺や市比野地区にある幹線道路に面した住宅地については一般住宅と商業・業務施設が共存する住宅地として位置

づける。

入来地区の都市計画道路温泉場通線（国道 328 号）などの幹線道路に面した住宅地については、店舗や事務所等の用途の立地をある程度許容する住宅地として位置づけ、沿道景観に配慮しつつ良好な住宅地の形成に努める。

その他の住宅地については、住宅地としての専用性を高めることを基本としつつ、暮らしを支える商業施設等の立地をある程度許容するものとする。

② 土地利用の方針

適正な都市機能配置や良好な住環境の確保に資する土地利用規制・誘導施策の展開が必要である。このことから、以下を土地利用に関する方針として位置づけるものとする。

a 土地の高度利用に関する方針

ア 川内駅周辺地区

川内駅周辺地区は、交通アクセス機能及び交通結節機能の向上、周辺未利用地の活用に努めながら、都市基盤整備を進め、“北薩地区の陸の玄関”として質の高い都市機能の集積に対応した土地の高度利用を図る。

イ 中心商業業務地区

向田地区は、多様な用途の集積と、低密な空間利用の解消に努め、中心商業業務地としてコンパクトな都市づくりを目指しながら都市機能を活性化すべく、土地の高度利用を図る。

b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

平佐地区、天辰地区は、機能的な都市環境の形成と快適な居住環境の形成のため、面的整備の進行にあわせた用途転換を適切に行う。市街地南側の旧国道 3 号及び国道 3 号隈之城バイパス周辺は、いちき串木野市方面との連携強化する地区であり、健全な市街化の形成に向けて、地域の実情に応じた建築形態規制の適用や用途地域の設定等についての検討を行う。

樋脇地区の市比野温泉街については、現況の土地利用等を十分踏まえ用途地域の指定を検討するものとする。

入来地区においては、温泉場地区土地区画整理事業の実施により、良好な居住環境や魅力的な商業環境の形成を図り、国道 328 号沿道については、沿道景観や周辺環境との調和に配慮しながら、住環境に支障のない店舗や事務所等の施設の立地を許容し、利便性の高い複合的な土地

利用を図る。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

中郷・平佐・天辰地区の一部など土地区画整理事業が完了した地区においては、良好な住環境と快適な都市環境の維持に努め、健全な市街地への成長を促す。また、天辰地区は、さらなる土地区画整理事業の導入について調査・検討を進め、更新の際には、住民の理解を得ながら地区計画や建築協定の導入を検討し、良好で緑豊かな街並みの構築を図り、快適な都市環境の形成に努める。

老朽化した木造建築物が密集する住宅街については、安全・安心な居住環境の形成に向けて、防火対策として面的整備事業の導入や道路整備等についての調査・検討を行うとともに、川内川縁辺市街地においては、薩摩川内市街部改修とあわせた防災対策についても検討を行う。

なお、小規模宅地開発等が著しい用途地域縁辺部については、無秩序な市街化を防止し、ゆとりある居住環境の維持を図るための対策として建築形態規制の見直しに向けての調査・検討を行う。

入来温泉場地区を中心とした既成市街地は、都市防災の面からも土地区画整理事業による幹線道路や区画道路、公園・緑地等の計画的な公共施設の整備を促進し、良好な居住環境の形成に努める。

d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

新田神社が建立されている可愛山陵を含む神亀山や寺山、清水ヶ岡、日暮岡などは、本区域の重要な緑地を形成していることから、斜面保護や山地災害の防止などの機能に配慮して緑地保全に努める。また、川内川の水と緑がもたらすうおいの河川空間については、積極的に水と緑の保全・利活用を図る。

入来麓地区は、武家屋敷群が存在し、趣のある歴史的景観を形成しているため、伝統的建造物群保存地区保存条例等の適用により、地区内での建築行為等に対する規制・誘導を図り、価値ある歴史的景観の維持・保全に努めるとともに、地域の活力を生む観光資源としての活用を図る。

e 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備がなされた農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流の流域及び土砂災害警戒区域指定区域等では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

宮崎地区や東郷地区の低地部においては、浸水被害の解消を目指し、適正な土地利用の誘導などを図り、遊水機能の低下につながる無秩序な市街化を抑制し、都市的土地利用及び各種防災事業との整合を図りながら水害に強い安全・安心な居住環境を確保する。

g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

良好な自然環境を形成している緑濃い山々、川内川、樋脇川、市比野川、樋渡川などの多くの河川、唐浜海岸、また市街部周辺に残存する山林や田畑等などは、その良好な自然環境の保全に努める。

h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

市街化のポテンシャルがある幹線道路沿道や集落地においては、秩序ある建築物の立地に努める。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域には、広域的な交流・連携を強化する役割をもつ主要幹線道路として、南北に国道 3 号と国道 328 号、東西に国道 267 号と県道川内加治木線が位置している。

さらに、平成 23 年に博多～鹿児島中央間が全線開業した九州新幹線と JR 鹿児島本線及び肥薩おれんじ鉄道が走っており、現在、南九州西回り自動車道の整備が進められている。

また、東シナ海に面する重要港湾川内港についても、上海に一番近い海上交通の拠点として整備中である。

このように本区域は、鹿児島空港方面、鹿児島方面、熊本方面、アジア方面など四方に伸びる交通要衝にある。

しかし、一級河川川内川が東西に、鉄道が南北に区域を横断していることから、車両等の自由な通行に支障をきたしている区間や慢性的な交通渋滞の発生、幅員の狭い生活道路など、交通環境の問題が顕在化しつつある。

これらの課題を解決し、市街地機能の向上を図る手立てとして、適正な交通量の分散化を目的とした環状道路の整備、補助幹線道路や生活道路の充実など、体系的かつユニバーサルデザインの考えを基本にバリアフリーに配慮した道路ネットワークの構築が不可欠である。

また、九州新幹線や南九州西回り自動車道などの高速交通体系や肥薩おれんじ鉄道などをより有効に活用するために、南九州西回自動車道インターチェンジや川内駅への交通アクセス強化、道路交通情報通信システムの普及への対応など、利用しやすく信頼性のある交通機能の向上が求められている。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は次のような基本方針のもとに整備を進める。

- 増大する都市内交通量の分散化を進め、適正かつ円滑な交通体系の確立を図るため、中央部地域及びその周辺では、“2環状8放射道路網”の確立に努める。
- 幹線道路、補助幹線道路、生活道路などについては、バリアフリー及びユニバーサルデザインの導入を図り、道路景観にも充分配慮しつつ安全・安心な交通環境の整備を進める。
- 自動車交通、鉄道交通、海上交通など相互連携のもと、九州新幹線や南九州西回り自動車道などの高速交通体系を軸とした交通ネットワークの構築を行い、快適交流拠点都市にふさわしい求心力の高い交通アクセスの向上を図る。
- 豊かな歴史や文化を演出した景観整備に努めるとともに、交通結節機能及び利便性の向上を図る。
- 都市防災に配慮しつつ、機能的な配置と整備に努めるとともに、広域避難計画における避難経路等としての機能確保を図る。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、高規格幹線道路、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域は、広域交流を可能とし、高速交通機能を有する南九州西回り自動車道を道路体系の軸として、効率的で快適な交通ネットワークの構築を進めつつ、都市内の安全性・快適性・機能性を高めた道路整備を促進するため、次の方針により適正に配置する。

種別	配置の方針
高規格幹線道路	広域的な交流ネットワークの形成を図るため高規格幹線道路を配置し整備促進を図る。

	○ 南九州西回り自動車道
主要幹線道路	地域の基幹となる主要幹線道路として未整備部分の整備，改良等を進める。 ○ 国道 3 号 ○ 国道 3 号隈之城バイパス ○ 国道 267 号 ○ 県道川内加治木線 ○ 県道川内串木野線 ○ 県道串木野樋脇線 ○ 国道 328 号
都市幹線道路	区域内交通の円滑化，市街地渋滞解消及び周辺市町とのアクセス向上を目的として，2 環状 8 放射道路網を中心に，市街地整備及び交通需要の動向を勘案しつつ，整備を進める。 ○ 2 環状 8 放射道路網 【内環状道路】 ・薩摩川内都市計画道路 3・4・17 号隈之城高城線 ・薩摩川内都市計画道路 3・5・4 号向田高城線 ・宮崎バイパス（仮称）（内環状区間） ※上記及び国道 3 号隈之城バイパスで内環状道路を構成 【外環状道路】 ・薩摩川内都市計画道路 3・4・26 号天辰上川内線 ・薩摩川内都市計画道路 3・4・27 号永利天辰線 ※上記及び南九州西回り自動車道及び国道 3 号で外環状道路を構成 【放射状道路】 ・県道山崎川内線 ・県道川内郡山線 ・県道京泊大小路線 ※上記 3 路線及び国道 3 号，国道 3 号隈之城バイパス，国道 267 号，県道川内加治木線，県道川内串木野線で放射道路網を構成 ○ 宮崎バイパス（仮称） ○ 県道山田隈之城線 ○ 県道荒川川内線 ○ 県道湯之元佐目野線 ○ 県道川内祁答院線 ○ 県道市比野東郷線 ○ 県道山田入来線

	○ 薩摩川内都市計画道路 3・5・25 号中郷五代線 ○ 市道諏訪線 ○ 薩摩川内都市計画道路 3・4・24 号本通辻原線 ○ 薩摩川内都市計画道路 3・5・21 号駅前温泉場線 ○ 県道阿久根東郷線 ○ 県道京泊草道線 ○ 市道船間島久見崎線 ○ 市道木場茶屋隈之城線
その他	九州新幹線・在来線・肥薩おれんじ鉄道と自動車交通等との交通結節機能の強化と川内の豊かな歴史や文化を感じさせる機能的で利用しやすい駅前広場として配置する。 ○ 川内駅西口駅前広場 ○ 川内駅東口駅前広場

イ その他

駐車場・駐輪場	自動車利用者のための交通サービスと中心市街地の利便性向上のために公共と民間が役割分担のもと適切に駐車場を配置する。 特に、川内駅周辺に鉄道利用者への交通サービス施設として公共駐車場，駐輪場を配置し，パークアンドライドの実践と駅周辺の中心市街地活性化を図る。
---------	--

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な事業は、次のとおりとする。

種別	施設名
道路	○ 高規格幹線道路の整備 ・ 南九州西回り自動車道 ○ 主要幹線道路の整備 ・ 薩摩川内都市計画道路 3・3・2 号中央線（国道 3 号の市街地部の電線地中化） ・ 県道川内串木野線 ・ 県道串木野樋脇線 ○ 都市幹線道路の整備 ・ 薩摩川内都市計画道路 3・4・17 号隈之城高城線 ・ 薩摩川内都市計画道路 3・4・27 号永利天辰線 ・ 県道川内郡山線 ・ 県道川内祁答院線

	・宮崎バイパス（仮称） ・薩摩川内都市計画道路 3・5・25 号中郷五代線 ・薩摩川内都市計画道路 3・4・6 号向田天辰線 ・薩摩川内都市計画道路 3・4・24 号本通辻原線
--	---

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

一級河川川内川をシンボルとし、「快適交流拠点都市・薩摩川内」を掲げる本区域では、下水道と河川の整合を図りながら、公共用水域の水質浄化、雨水排水対策に努め、河川環境の保全・向上と総合的な治水対策を進める。

区域内の公共下水道については、普及率向上のため計画的な事業執行と市街地整備と併せた効率的な整備を進める必要がある。

また、「鹿児島県生活排水処理施設整備構想」に基づき、川内処理区内の向田地区、宮里地区、平佐地区において公共下水道の整備を進めている。

公共下水道事業の計画区域外の地区については、合併処理浄化槽の設置普及などとともに、地区特性に応じた合理的な生活排水処理対策を進める。

一級河川川内川をはじめとする本区域内河川流域においては、水辺空間の生物多様性に配慮しながら、計画的に洪水対策や水防活動の強化を進めるとともに、薩摩川内市街部改修等と連携した快適な河川空間の整備と活用を図る。

その他の河川については、河川の整備だけでなく、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策と、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

現在の事業計画予定処理区域である宮里、向田地区及び平佐地区の一部での水洗化を進め、引き続き未整備の川内処理区について計画的な事業の進捗を図る。

また、一級河川川内川を挟んだ大小路地区への事業展開を図りながら薩摩川内市公共下水道計画区域における公共下水道の完成を目指し着実な整備を進める。

公共下水道計画区域外については、合併処理浄化槽の設置・普及を進め、下水道整備については、市街化の動向等を勘案しつつ、その必要性等について住民への啓発を積極的に行っていく。

2) 河川

一級河川川内川については、薩摩川内市街部の改修等計画的に整備を図り、流下能力の向上を図る。

その他の河川については、計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

公共下水道計画区域においては、面的整備を進め、汚水は向田汚水幹線等で向田中継ポンプ場を経由して宮里浄化センターで処理を行い、一級河川川内川へ放流する。計画区域周辺では、市街化の動向等を勘案しつつ、整備すべき地区等の検討を進める。

集落地等においては合併処理浄化槽による対応を検討し、水質環境の向上に努める。

イ 河川

一級河川川内川は、“安全で親しみやすい川内川”を目指して、住民参加のもとに策定された「川内川水系河川整備計画」に基づき、“まちづくり”と一体となった整備を進める。特に、「薩摩川内市街部改修」では、以下に示す視点で整備を進める。

- 治水安全度の確保
- 生物・生態系に配慮した魅力ある水辺環境整備
- 憩いとやすらぎのある人にやさしい河川空間の創出
- レガッタ・カヌー・野外活動・イベント等が盛んになるための環境整備
- 船の運航に対応した施設整備

なお、一級河川三堂川については、一級河川川内川同様、天辰第一地区土地地区画整理事業と一体となった整備を進める。

その他の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種別	名称
公共下水道	宮里浄化センター，向田中継ポンプ場 川内処理区の向田地区及び平佐地区及び大小路地区の一部
河川	一級河川川内川薩摩川内市街部改修（大小路地区，天辰第二地区，東郷地区） 一級河川三堂川

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

住民が快適な日常生活を過ごせるよう，健全な都市機能と衛生的な生活環境の確保に努める。

また，地球環境への意識向上のもと，住民協力によるごみの分別収集の徹底やリサイクル運動など公民一体となった環境対策を積極的に進める。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

人口増加や生活水準の向上などによるごみの増大化に対応して，ごみの減量化や分別徹底によるごみの再資源化に努めながら，施設機能の保全を図る。

川内クリーンセンターについては，施設機能の保全・延命化を図る。

イ し尿処理施設

川内汚泥再生処理センターで，し尿及び浄化槽汚泥の処理がなされており，浄化槽汚泥等の増加に対応するため，施設の適正な管理運営を行い，定期的な清掃や機能検査を行うとともに，施設の老朽化や処理量の増加，法規制の強化に対応するため施設の整備を進める。

ウ 卸売市場

南九州西回り自動車道を利用した高速輸送による流通圏の拡大化に伴い，遠隔消費地にも対応した卸売市場として機能性の向上に努める。

エ 火葬場

適切に対応できるように施設の維持管理に努めつつ，保全，延命化を図る。

c 主要な施設の整備目標

今後の社会情勢や人口の動向に配慮しながら，住民が快適で文化的な

生活を営むために必要な公共施設を維持することを目標とする。

概ね 10 年以内に整備を予定している施設は次のとおりとする。

種類	施設名
ごみ処理 施設	川内クリーンセンター（最終処分場）

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

土地区画整理事業の実施により都市基盤整備を完了している地区もあるが、市街部北東部の中郷、天辰第一地区においては一級河川川内川の薩摩川内市街部改修と土地区画整理事業が一体となって、効率的な新市街地の形成を進めている。

今後、平佐地区や天辰第二・三地区については、土地区画整理事業などの面的整備手法の導入について十分な調査・検討を進め、定住人口の増加に対応し得る、効率的で計画的な市街地更新・新市街地形成に努める。

大小路地区においては、一級河川川内川の薩摩川内市街部改修にあわせ、“まちづくり”と“川づくり”を一体とした整備を進める。

入来温泉場地区については、土地区画整理事業による計画的な都市基盤の整備・改善を図る。

向田地区の中心市街地においては、にぎわいと魅力ある都市空間の形成を図るため、商業機能の集積・商業施設の集約や土地の高度利用を進め、コンパクトな都市づくりを目指す。

なお、市街地開発事業等の実施の際には、地区計画や建築協定等のまちづくりのルールを導入し、市街地の良好な景観形成に努め、魅力的なまちづくりに努める。

上記の方針に基づき、本区域内で市街地再開発事業を行う主要な区域は次のとおりとする。

地区名	整備方針
天辰第一地区	薩摩川内市街部改修及び三堂川改修と一体となった土地区画整理事業が施行中であり、周囲の自然環境と調和した良好な住環境の整備を図る。 また、川内地方拠点都市地域（H5指定）の拠点地区として、川内駅に近接した新市街地の形成を図る。
天辰第二地区	天辰第一地区に隣接する地区として、薩摩川内市街部改修と一体となった土地区画整理事業により都市基盤整備を行

	い，良好な住環境の新市街地形成を図る。
天辰第三地区	天辰第二地区に隣接する地区として，周囲の自然と調和した良好な住環境の新市街地形成を図る。
平佐地区	川内駅や中心市街地に隣接する地区であるが，幹線街路，生活道路，公園などの都市施設が未整備のエリアについて，都市防災にも配慮した安全・安心で良好な住環境への転換，また周辺の教育施設と調和し，便利でゆとりある市街地への更新を図るため，地域住民との合意形成に努めながら，土地区画整理事業などの導入について，調査・検討を進める。
温泉場地区	土地区画整理事業による公共施設の整備を進めるとともに，良好な住環境及び地域に密着した魅力ある商業地の形成を図り，快適な市街地の形成を図る。
（仮称）温泉場第2地区	温泉場地区の北側に隣接する地区として，温泉場地区との連携を図りながら，土地区画整理事業による良好な住環境の形成に努める。

② 市街地整備の目標

概ね10年以内に実施する予定の主要な事業は，次のとおりとする。

事業名	地区名
土地区画整理事業	天辰第一地区
	天辰第二地区
	温泉場地区

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

a 自然的環境の特徴と現状，整備又は保全の必要性

本区域は，東シナ海に注ぐ一級河川川内川とその支流である樋脇川，樋渡川の流域に形成された比較的低地（標高30m未満）の沖積平野が広がっており，自然的環境の基盤は，市街地を取り囲む山並み，東西に貫流する一級河川川内川などの河川，南北に延びる唐浜海岸及び平地に広がるまとまりのある農地など，海・山・川で構成された「水と緑」の豊かな自然に恵まれている。

また，可愛山陵や薩摩国分寺跡，泰平寺，入来麓地区の武家屋敷群など，多くの遺跡や史跡が点在し，歴史豊かな風土を醸し出している。

これらの恵まれた本区域の自然環境は，景観形成，生態系の保全，環境負荷の低減，都市防災への寄与，緊急時の避難場所として重要な役割を担っており，保全・利活用に努めながら後世に継承していくこととす

る。

公園緑地、スポーツ・レクリエーション施設等については、各地域の主要な施設をネットワーク化することによって市内外の利用者と市民の交流の場などとして、多様な積極的活用を図りながら、公園施設等の整備充実、適正な管理体制の構築を図り、身近な生活環境の向上に努める。

② 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概 要
a 環境保全システムの配置	山岳・丘陵地	市街地の重要な緑のスカイラインを形成している山並みについては永続的な保全を図る。
	川内川	東西に流れる「水と緑の軸線」であり、薩摩川内市を象徴する悠然とした風景を演出している重要な河川環境として保全に努める。
	唐浜海岸	周辺砂防林と一体となった「白砂青松」の海辺として、またアカウミガメの産卵場所など海洋生態系にも配慮した海辺環境の保全を図る。
	その他の河川や水際沿の樹林地	河川については、貴重な親水空間として保全に努める。 水際沿いの樹林地の保全を図りつつ、水と緑の調和した空間として整備する。
	市街地周辺部	市街地周辺部の丘陵地の緑は、地域の良好な居住環境を保持するための重要な自然地であることから保全に努める。
b レクリエーションシステムの配置	区域全体	既存の公園・緑地の配置状況、人口分布、誘致圏の構成、レクリエーションニーズ、市街地動向等を考慮しながら適正な公園・緑地の配置を図り、住民の憩いの場としての環境整備を進める。 また、まちなかの公園と水辺を結んだ「水と緑のネットワーク」の構築により楽しく歩けるまちづくりに努める。
	総合運動公園地区	中郷上池を含んだ周囲の自然環境と調和したスポーツ・レクリエーション活動や広域圏を対象とした各種競技大会などの中心拠点として機能強化を図る。
	寺山地区	ファミリー型のレクリエーション活動拠点・青少

		年の野外体験や観察・学習活動拠点として豊かな自然環境の保全と利活用を図る。
	川内川， 川内川宮 里公園	スポーツや各種イベント等の活動拠点として魅力ある河川空間の形成を図る。 川内川宮里公園については南九州西回り自動車道との連携による広域圏を対象とした利活用の検討を行う。
	唐浜海岸	海岸部の景観に配慮しながら海辺の自然とのふれあい空間としてキャンプ・海水浴場を含む唐浜臨海公園の整備を図る。
	丸山公園	住民の憩い・レクリエーションの拠点として位置づけその機能充実を図る。
	向山自然公園	区域内外の多くの人が集うレクリエーション拠点としての機能強化に努める。
c 防災 系 統 の 配 置	区域全体	ハザードマップを作成し、一時避難地や広域避難地としての公園・緑地など都市内の防災空間の確保を図る。 また、地球温暖化対策の一環としてオープンスペースの緑化に努める。
	山岳丘陵地，唐浜海岸	急傾斜地崩壊危険箇所とされる地区では、市街化の抑制を図り、災害の未然防止に努める。 また、保安林に指定されている林地等については、災害の防止、被害の緩和等に資する保水・遊水機能など、多くの公益的機能を有する緑地であることから、これを積極的に保全して機能の維持に努める。
d 景観 構 成 系 統 の 配 置	市街地内の緑地	市街地の身近な樹林・木立・生垣等のまちなか環境の保全を図る。
	河川	魅力的な水辺空間としての景観要素として位置づける。
	山岳丘陵地	積極的な保全により、区域の貴重なシンボリック緑地景観を形成する緑地として位置づけ、歴史や文化を伝える「緑のふれあい空間」として保全を図る。
	農地	ゆとりと潤いある田園景観を構成する要素として、適正な維持・保全を図る。
	武家屋敷群	古くからの生垣や屋敷林などの連続した樹木が、本地区のもつ歴史的な雰囲気醸し出す重要な景観要素として残っており、今後もその維持を図ると

		ともに、地域の活力を生む観光資源として効果的に活用していく。 後背地の山林においては、緑地の保全や歴史・文化遺産の活用等により、自然と歴史の雰囲気豊かな景観を形成する緑地として位置づけられる良好な景観要素であることから、その保全に努める。
e その他	史跡公園等	史跡等の緑地は、後世に伝承すべき本区域の歴史的・文化的財産として保全・活用に努める。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

本区域では、地域住民の安全な遊び場や災害時の避難場所を確保するため、人口分布や既設都市公園等の配置状況を踏まえ、市民のニーズに対応した都市公園の適正な配置整備を検討する。

また、一級河川川内川をはじめとして本区域内の自然豊かな河川空間や東シナ海に面した海辺空間を活かし、良好な自然環境の保全に努めるとともに、身近に自然にふれあえる場として都市公園の整備を図る。

入来麓地区の武家屋敷群を中心とした地域については、伝統的建造物群保存地区保存条例等を活用し、歴史的・景観的に優れた地域資源の維持・保全に努めていく。

④ 主要な緑地の確保目標

a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

種別	名称等
運動公園	総合運動公園
近隣公園	三堂公園 (天辰第一地区土地区画整理事業施行区域内)

b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね10年以内に地域地区指定を行う予定の地区は無いが、必要に応じ指定の検討を行うものとする。

薩摩川内都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

